

福祉生活病院常任委員会資料

(平成29年12月1日)

【件名】

- 1 第10回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について
(福祉保健課)・・・1
- 2 福祉保健部所管施設の今後の取扱いについて
(福祉保健課)・・・3
- 3 平成29年度第2回低所得者のくらし安心対策チーム会議の開催結果について
(福祉保健課)・・・4
- 4 鳥取県障がい者プランの改定について
(障がい福祉課、子ども発達支援課)・・・5
- 5 鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画の改訂素案について
(子育て応援課)・・・7
- 6 第3回子育て王国とっとり会議の開催概要について
(子育て応援課)・・・9
- 7 第2回子育て王国とっとり実現チーム会議の開催結果について
(子育て応援課)・・・11
- 8 山陰両県連携婚活応援プロジェクト事業「♡しまね&とっとり♡いい恋しろうさぎキャンペーン」の開始について
(子育て応援課)・・・12
- 9 11月19日「いい育児の日」記念日認定セレモニーの開催について
(子育て応援課)・・・13
- 10 平成29年度鳥取県企業子宝率調査に係る知事表彰企業の決定及び表彰企業取組事例集の作成について
(子育て応援課)・・・15
- 11 第5回鳥取県立中部療育園整備検討会の開催結果について
(子ども発達支援課)・・・16
- 12 肝炎治療受給者証における月額自己負担限度額管理票の金額記載誤りについて
(健康政策課)・・・18
- 13 エボラ出血熱に係る患者移送訓練の実施結果について
(健康政策課)・・・19
- 14 鳥取県ドクターヘリの愛称募集について
(医療政策課)・・・21
- 15 平成29年度第2回医療費適正化計画策定評価委員会の検討結果について
(医療指導課)・・・22
- 16 鳥取県国民健康保険運営方針(案)のパブリックコメントの実施について
(医療指導課)・・・24
- 17 平成29年度第6回県・市町村国民健康保険連携会議の検討結果について
(医療指導課)・・・25
- 18 平成29年度第3回鳥取県国民健康保険運営協議会の検討結果について
(医療指導課)・・・26
- 19 個人情報を含む文書の誤送付について
(東部福祉保健事務所)・・・34

福祉保健部



第10回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会について

平成29年12月1日
地域振興課
福祉保健課
環境立県推進課
教育総務課
行財政改革局人事企画課

鳥取市の中核市への移行を円滑に進めるため、県・市の事務権限の移譲や協力体制等について話し合う協議会（第10回）を開催しましたので、その概要を報告します。

- 1 日時 平成29年11月16日（木） 午後1時30分～2時20分
2 場所 県立図書館 2階 大研修室
3 出席者 県：岡村統轄監ほか関係部局長等
市：羽場副市長、田中中核市推進局長ほか関係部局長等
オブザーバー：長戸岩美町副町長、山本若桜町副町長、金児智頭町副町長、岩見八頭町副町長

4 議事及び協議概要

(1) 県・市の事務調整状況

ア 中核市への移行により所管・移譲する事務

- ・11月16日現在の分野別所管・移譲・委託事務項目（2,561事務）について、引継ぎ状況等を確認した。
- ・県から市へ委託する東部4町域の事務等については、当該事務の委託に係る規約を締結するための協議に関する附議案を県・市がそれぞれ2月議会へ提案予定であることなどを確認した。

イ 体制整備

- ・移行後の市の組織・職員体制、施設・設備・備品の調整状況、緊急時対応（災害医療・健康危機管理・原発等）について確認した。
- ・平成30年度の市の組織については、県が行っている業務を円滑に引き継ぎ、県のサービス水準を維持継続できる体制を確保する。
- ・さざんか会館の改修工事が12月末までに完了する見込みであり、年明けからパソコンや備品などを設置し、引継ぎができるよう準備する。

ウ 保健所移行実践検討チームの取組状況について

- ・県から市への移譲事務等の習得・スキルアップ、継続性の確保のための実務研修などを体系的に実施している保健所移行実践検討チームの各ワーキンググループ（福祉支援、災害医療対策、医薬・疾病対策、障がい者支援、食品衛生、動物愛護、環境衛生、廃棄物対策）の実施状況を確認した。
- ・県と市で事務処理の方法が異なり、移行までにパソコン操作等も含め習熟しておく必要があるため、安心して業務が行えるように県職員への市業務の研修を実施する。
- ・県市間の円滑な情報共有を推進するため、業務上リアルタイムで県庁・倉吉保健所・米子保健所との情報共有が必要となる県併任職員（県から市への派遣職員）に対し、県が必要な情報セキュリティ対策を講じた上で、市庁舎内に県パソコン等を整備し、県併任職員が安全に県庁内の各種システムにアクセスできる環境を整備することとした。

エ 財政・予算について

- ・市は県からの権限移譲や事務の委託に係る経費を含めた上で平成30年度当初予算を計上し、県は市が積算した県からの権限移譲、事務の委託に係る経費を県負担金として市へ支払うよう最終調整していることを確認した。

オ 関係機関・各種団体等への広報周知の取組について

- ・これまで継続して取り組んできた、関係機関・各種団体等の総会や会合等の場の活用による説明・広報の状況や、国の中核市指定の閣議決定・政令公布後の広報の取組や計画などを確認した。

(2) 県議会・市議会への附議予定案件

以下のとおり、県・市議会へ附議予定である旨確認した。

ア 11月県議会、12月市議会への附議案件

- ①鳥取県と鳥取市との連携協約の締結に関する協議について〈県・市〉

鳥取市の中核市移行により保健所を移管することに伴い、県と市が連携して保健所業務等を処理することにより、県東部圏域の住民サービスの維持及び向上並びに県全域の効率的な行政運営の促進を図るため、取組の基本的な方針及び役割分担を定めた地方自治法252条の2第1項の規定に基づく連携協約を締結するもの。

②鳥取市の中核市移行等に伴う関係条例の整備に関する条例の新設について〈県〉

鳥取市が中核市に移行すること等に伴い、関係条例について所要の改正を行うこととし、一括して関係条例を整備する条例を新設するもの。

- 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正
 - ・法令上中核市の事務となる項目を削除（5法令28項目）
 - ・一体的に処理することが望ましい事務の追加（51法令、10条例597項目）
- 鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の一部改正
 - ・使用済物品回収業の届出事項に、収集又は運搬を行う区域を追加
- 県の管轄区域から鳥取市の区域を除外する等の一部改正
 - ・鳥取県保健所条例 ほか 5 条例
- 県の組織の廃止に係る一部改正
 - ・鳥取県総合事務所等設置条例 ほか 1 条例
- 知事が特別な理由があると認める場合の許可手数料の減免規定の追加
 - ・鳥取県浄化槽法保守点検業者の登録に関する条例

③関係条例の整備について〈市〉

鳥取市の中核市移行に伴い、鳥取市が新たに業務を行うための根拠や基準となる関係条例（43条例）を整備するもの。

- 新たに社会福祉施設、福祉サービス事業等に関し、設備、運営等に関する基準を定める条例の新設
 - ・鳥取市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 ほか 17 条例
- 保健所の名称、位置、所管区域等を定める条例の新設
 - ・鳥取市保健所条例
- 新たに市の附属機関として設置をするための条例の新設
 - ・鳥取市社会福祉審議会条例 ほか 5 条例
- 法の施行に関し、衛生上の規準、措置等について定める条例の新設
 - ・鳥取市食品衛生条例 ほか 7 条例
- 上記に掲げるもののほか、中核市移行に伴い必要な整備を行う条例の新設及び改正
 - ・鳥取市外部監査契約に基づく監査に関する条例 ほか 9 条例

イ 2月県議会・市議会への附議案件

①平成30年度当初予算〈県・市〉

県から市への条例移譲及び事務委託に係る経費等

②県から市への事務委託に関する規約（地方自治法上の事務委託）〈県・市〉

③職員関連の条例の一部改正〈市〉

鳥取市職員給与条例、鳥取市職員の特殊勤務手当に関する条例

(3) 主な発言・意見等

- ・市民の不安を払拭するという意味合いと円滑な移行を行うため、県と市の連携協約締結に関する議案も提出させていただく予定。
- ・4町の皆様にもご迷惑やご不満を持たれないような形でスタートを切り、それを継続していくことを心がけたい。
- ・事務調整は今回の10回目を以って、一つの区切りと考えているが、これからも、中西部の保健所との連携やそれ以外の事務についての情報交換等について、4町も含め住民サービスが低下ないように引き続き様々な形でのご支援をよろしくお願いしたい。

5 スケジュール

- 11月21日 中核市指定の政令に係る閣議決定
- 11月27日 中核市指定の政令公布⇒平成30年4月1日の「中核市：鳥取市」の正式決定
- 11月30日 11月議会に中核市移行に伴う関係条例の改正案、連携協約案を提出、審議
- 12月下旬 (附議案が可決された場合) 中核市移行による県・市の連携協約の締結
- 2月 県東部4町区域の保健所業務の県から市への事務委託に係る議案を提出、審議
- 3月末 県から市への事務引き継ぎ
- 4月1日 鳥取市が中核市へ移行

福祉保健部所管施設の今後の取扱いについて

平成29年12月1日
福祉保健課
障がい福祉課
長寿社会課
子育て応援課

11月21日(火)に開催された平成29年度第3回県有施設・資産有効活用戦略会議の議論を踏まえ、平成30年度末をもって指定管理期間が終了する福祉保健部所管の県有施設について、次のとおり取り扱うこととしたいのでその概要を報告します。

1 引き続き指定管理者を設定する施設

施設名(所在地)	選定方法(前回)	指 定 期 間
福祉人材研修センター (鳥取市伏野)	指名指定 (指名指定)	平成31年4月1日～平成36年3月31日
障害者体育センター (鳥取市湖山町西)	公 募 (公 募)	平成31年4月1日～平成36年3月31日
鳥取砂丘こどもの国 (鳥取市浜坂)	公 募 (公 募)	平成31年4月1日～平成36年3月31日

2 指定管理のほか民間譲渡も含めて検討する施設

施設名(所在地)	民間譲渡も含めて検討する理由	指定または移管時期
鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園 (鳥取市鹿野町寺内) *現在、指名指定により指定管理	従前より、財政上の観点から起債償還終了後に民間譲渡する方針としていたが、起債償還前であっても財政上のデメリットが生じない可能性もあることから、民間譲渡の可能性を検討するもの。	平成31年4月1日～
皆生尚寿苑 (米子市新開) *現在、指名指定により指定管理		平成31年4月1日～

3 今後のスケジュール(予定)

平成30年2月 平成30年2月議会に予算案を上程
平成30年4月～8月 指定管理者(及び譲渡先)の選定手続き
平成30年9月 平成30年9月議会に指定管理者選定(及び譲渡先の選定)の議案を上程
平成31年4月 指定管理者(及び譲渡先)による管理運営開始

【備考】県有施設・資産有効活用戦略会議の概要

○会議の趣旨

県有施設・資産を活用した官民連携(PPP/PFI)の積極的な活用や、県有施設・資産の適正管理、戦略的活用の方策などを検討するため設置

○構成員

副知事(座長)、各部局長、各総合事務所長、教育長、病院事業管理者、警察本部長

○検討の経過

平成29年6月 平成29年第1回県有施設・資産有効活用戦略会議において、指定管理者制度導入施設のうち、指名指定を行っている施設については、必要な検討を行う旨を申し合わせ

平成29年度 第2回低所得者のくらし安心対策チーム会議の開催結果について

平成29年12月1日

福祉保健課

高齢者、障がい者、子ども・若者、女性等各分野の低所得者対策を全庁横断的に展開していくため、「低所得者のくらし安心対策チーム」の第2回会議を下記のとおり開催し、来年度に向けた施策の取組の方向性について検討しました。

1 日時 平成29年11月2日(木)

2 出席者 チーム長(副知事)、チーム員(教育長、関係各部局長)

3 議題 平成30年度に向けた取組の方向性について

4 会議での主な検討事項

下の5つのテーマについて検討チームでの施策の検討結果を報告し、来年度に向けた取組の方向性を確認した。

(1) 住まい確保

保証人等がおらず、既存の家賃債務保証制度が利用できない者を対象とした新たな家賃債務保証制度を創設する。

(2) 若者の就業支援

若者サポートステーションやハートフルスペースなど各支援機関において取組の充実・強化を図るとともに、支援機関同士、または学校との連携を図る。

(3) スクールソーシャルワーカー(SSW)の機能強化

市町村・学校におけるSSWの役割への認識統一化のため活動のガイドラインを今年度策定し、SSWの人材確保・育成及び資質の向上に向けて研修を充実させる。

(4) 子どもの居場所づくり

「とっとり子ども未来サポートネットワーク」への活動支援を通じて、子ども食堂等の継続的な運営のための安定的な食材提供やスタッフ確保の仕組みづくり等を進める。

(5) 高齢者の低所得者対策

住まいの確保や孤立防止のほか、こども食堂・学習支援のスタッフ、観光案内のガイドなど高齢者の意欲・能力が活かされる場の拡大を図る。

5 今後の進め方

チーム会議で確認した取組の方向性にしたがって、各部局で来年度の予算化に向けた検討を行う。

鳥取県障がい者プランの改定について

平成29年12月1日
障がい福祉課
子ども発達支援課

1 概要

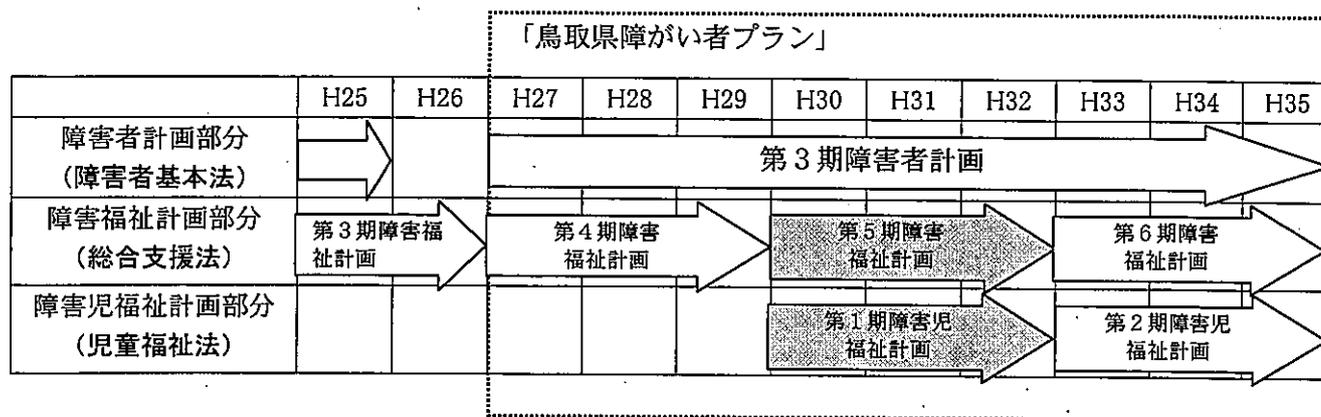
鳥取県障がい者プランについては、平成27年3月に現行プランを策定し、プランに基づく取組を進めているところである。(プランの期間:平成27年4月～平成36年3月)以下の事由により、「鳥取県障害者施策推進協議会」及び「鳥取県地域自立支援協議会」の意見も聞きつつ、今年度鳥取県障がい者プランの改定を行うこととしている。

- ・ 県障害福祉計画の定期的見直しの時期に当たり、策定指針となる国の基本指針の改定がなされたことにより、本県の障害福祉計画の見直しを行う。
 - ・ 児童福祉法の改正により、障害児福祉計画の策定が義務づけられたことから、新たに「障害児福祉計画」の策定を行う。(障害福祉計画と一体で策定することが認められているため、障がい者プランに盛り込むこととする。)
 - ・ 「あいサポート条例」の制定に伴い、現在進めている障がい者施策をより力強く前進させるため、障害者計画の一部見直しを行う。併せて、既に目標として掲げている事項を達成されたものについては新たな目標を設定する。
- ※「鳥取県障害者施策推進協議会」:学識経験者、障がい者関係団体、障がい福祉サービス事業所、行政教育関係者から組織する障がい児者の施策全般に関して協議する障害者基本法に基づく協議会(以下「施策協」という。)
- ※「鳥取県地域自立支援協議会」:医療関係者、相談支援事業者、障がい者の家族、圏域代表、行政等から組織する障がい福祉サービスに関する課題等について協議する障害者総合支援法に基づく協議会(以下「自立協」という。)

【鳥取県障がい者プランについて】

本県では、障害者基本法第11条第2項に基づく障害者計画と障害者総合支援法第89条に基づく障害福祉計画を一本化した「鳥取県障がい者プラン」を策定し、様々な施策を進めている。

①生活支援、②保健・医療、③教育、文化・芸術活動、スポーツ、④雇用・就業等、⑤生活環境、⑥情報アクセシビリティ、⑦安心・安全、⑧差別の解消及び権利擁護の推進、⑨行政サービス等における配慮といった、幅広い分野の方向性を、中長期的(9年間)に定めたものが「障害者計画」であり、「障害福祉計画」は上記のうち、①生活支援について、比較的短いスパン(3年間)で障害福祉サービス等の数値目標等について定めた計画である。



2 主なスケジュール

- | | |
|---------|--|
| 29年7月 | 現行計画の実施状況調べ |
| 8～9月 | 第1回施策協(8/10開催)・自立協(9/28開催)で改定の基本的方向を報告・意見聴取
障がい児に関するニーズ調査 |
| 10月 | 市町村への障害福祉サービス等の見込量調べ |
| 11月～12月 | 第2回施策協・自立協で改定素案検討 |
| 30年1月 | パブリックコメント実施、市町村等へ修正案提示 |
| 2月 | 第3回施策協・自立協で計画案検討 |
| 4月 | 改定障がい者プラン施行 |

3 各協議会からの意見概要

第1回施策協及び第1回自立協において、障がい者プランの改定に関して以下のことについて意見があった。改定する障がい者プランに盛り込み、関連施策を推進することとする予定。

- ・入所施設からの地域移行について、受け皿となるグループホームの報酬が利用者の重度化に伴っておらず経営的に厳しい状況にあり、進みにくい状況にある。
- ・障がい児者の災害時の避難の際に、一般的な避難所での合理的配慮が整っているとはいえず、また、障がい者への情報伝達にも課題がある。
- ・一部の日中活動系サービス事業所が、利用ニーズに比べて多く設置されている現状があるのではないかと。指定後も適切な運営指導が必要である。一方で、処遇が難しい医療的ケア児者を受入れできる事業所は少なく、拡大が必要。
- ・意思決定支援ガイドラインの活用及び成年後見制度の利用促進等といった、権利擁護の推進が必要。
- ・障がい当事者が社会参加するための余暇活動といった側面での文化・芸術活動等を更に活発にしてほしい。

4 障がい児福祉のニーズ調査の概要

平成29年8月から行った当該ニーズ調査の概要は以下のとおり。県第1期障害児福祉計画に反映させ、障がい児に関する施策を更に推進させる。

(1) 調査概要

- ・調査目的 障害児福祉サービス及び子ども・子育て支援事業の利用のニーズの把握、施策に対する要望の把握
- ・調査対象 鳥取県内の障がい者手帳を所持している障がい児の保護者
鳥取県内の障がい児通所支援を利用している障がい児の保護者
- ・調査内容 ・年齢、障がい種別、在住市町村、医療的ケアの要否
・サービス利用及び施策に対するニーズ
- ・調査方法 各市町村担当課から対象者宛に郵送でアンケート用紙を送付して実施
- ・調査期間 平成29年8月上旬～平成29年9月1日
- ・回答数 782/1,596(発送数) ※回答率48.9%

(2) 回答の概要

- ・サービス利用について、「放課後等デイサービス」、「保育所訪問支援」、「障害児入所支援」の「短期入所」は今後利用したいというニーズが高かった。
- ・子ども・子育て支援事業の利用ニーズでは、特に「放課後児童クラブ」を今後利用したいとのニーズが高い傾向にあった。
- ・施策に関するニーズについて、「経済負担の軽減」が最も高く、続いて、「身近な地域での障害児通所支援事業所の充実」、「医療・福祉・教育機関の連携強化」の順で高かった。

【参考】現行プラン各分野別施策の基本的方向

分野	取組内容
①生活支援	○相談支援体制の充実 ○在宅サービス等の充実 ○障がい児支援の充実 ○サービスの質の向上等 ○人材の育成・確保 ○福祉用具の普及及び身体障害者補助犬の育成
②保健・医療	○保健・医療の充実等 ○精神保健・医療の提供等 ○人材の育成・確保 ○難病に関する施策の推進 ○障がいの原因となる疾病等の予防・治療
③安心・安全	○防災対策等の推進 ○防犯対策の推進 ○消費者トラブルの防止及び被害からの救済
④情報アクセス・コミュニケーション支援	○情報アクセス・コミュニケーション支援の充実 ○情報提供の充実等 ○意思疎通支援の充実 ○行政情報の配慮 ○手話言語条例に基づく施策の展開
⑤生活環境	○住宅の確保 ○公共交通機関のバリアフリー化の推進 ○公共的施設等のバリアフリー化の推進 ○福祉のまちづくりの推進
⑥雇用・就業等	○障がい者雇用の促進 ○特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進 ○総合的な就労支援 ○障がい特性に応じた就労支援 ○就労の底上げ ○年金・手当等
⑦教育、文化・芸術活動、スポーツ	○教育 ○文化・芸術活動の推進 ○スポーツ等の推進
⑧差別の解消及び権利擁護の推進	○障がいを理由とする差別解消の推進 ○権利擁護の推進 ○行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
⑨あいサポート運動の推進等	○あいサポート運動の推進 ○障がい及び障がい者理解の促進 ○ボランティア活動等の推進

鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画の改訂素案について

平成29年12月1日

子育て応援課

鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画の中間見直しにあたり、以下のとおり改訂素案をまとめました。(11月24日(金)に開催された子育て王国とっとり会議へも提示)

今後、県議会での議論やパブリックコメント、関係団体への意見聴取結果を反映し、最終案を取りまとめる予定です。

1 見直しの概要

(1) 市町村計画の見直しを踏まえた改訂

市町村が見直した教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」を県計画へ反映する。

【見直し後の量の見込み】

(単位：人)

認定区分		H26	H27	H28	H29	H30	H31
1号	当初	(3,888)	2,456	2,414	2,434	2,471	2,526
	見直し後					2,315	2,313
2号	当初	(10,347)	11,545	11,321	11,369	11,349	11,423
	見直し後					11,654	11,598
3号 (1,2歳)	当初	(6,050)	6,277	6,448	6,381	6,305	6,223
	見直し後					6,583	6,545
3号 (0歳)	当初	(1,581)	1,965	1,954	1,921	1,912	1,891
	見直し後					2,000	1,983
保育分 計	当初	(17,978)	19,787	19,723	19,671	19,566	19,537
	見直し後					20,237	20,126

※H26()内の数値は、計画策定時(H26)の量の実績見込み。

※現在各市町村において計画改訂作業中であり、数値は最終的に変更となる場合がある。

(2) 策定時から現在までの時勢の変化に応じた改訂

項目	改訂内容
第2 2(3) 県の認可及び認定に係る 需給調整の考え方	待機児童解消に必要な場合、県認可の際の需給調整を、開所年度の翌年度の必要利用定員総数により行うことを追記。
第2 2(4) (新) 新たな保育の受け皿の 活用	新たな保育の確保策として、企業主導型保育や国の子育て安心プランによる幼稚園での2歳児受入れ(一時預かり事業)等の活用について追加。
第2 3(1) 認定こども園の普及に 関する基本的考え方	今年度当初の施設数を追記するとともに、31年度末の設置目標数を実態に応じて見直し。
第2 4(1) 保育士・幼稚園教諭等を 対象とした研修等の実施	研修等の実施内容について、今年度設立した鳥取県幼児教育センターとの連携による訪問支援を追加。
第2 4(2) 保育士・幼稚園教諭等の 人材確保支援	「ア 教育・保育及び地域型保育を行う者の見込み数」を、児童の「量の見込み」の見直しに伴い修正。 「イ 人材確保施策の内容」について、昨年度設置の保育士・保育所支援センターによる取組等を追加。
第2 5(2) 社会的養護体制の充実	今年8月に国から示された「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、記載を修正。
第2 5(4) 障がい児施策の充実等	保育所、放課後児童クラブ等における障がい児の受入体制の充実、医療的ケア児に対する医療サービスの充実を追加。
第2 6(1) 仕事と生活の調和の実現 のための働き方の見直し	県の新たな取組として、働き方改革支援相談窓口及び働き方改革支援コンサルタントの派遣、育児・介護と仕事の両立のための「イクボス・ファミボス」の取組推進を追加。

(3) その他

各取組を推進する具体の関連事業等については、本計画を包含する「子育て王国とっとり推進指針」により読み替えることとする。(計画上の関連事業等を削除)

2 今後のスケジュール (予定)

- 1 1月24日 第3回子育て王国とっとり会議にて改訂素案の提示
- 1 2月 1日 常任委員会において改訂素案の報告
- 1 2月～1月 パブリックコメントの実施、関係団体からの意見聴取
- 3月 第4回子育て王国とっとり会議にて最終改訂案の提示
常任委員会にて最終改訂案の報告
決定

(参考) 子ども・子育て支援法に基づく計画の見直しについて

- (1) 市町村計画の見直しの考え方 ～計画に関する国の基本指針及び作業の手引きより～
- ・保育所等を利用する実際の子ども数が、計画による「量の見込み」と大きく乖離している場合など、計画期間の中間年(平成29年)を目安として、必要な場合には市町村計画を見直す。
 - ・見直しの方法については、子ども・子育て会議等の議論を経て各市町村で判断する。

【見直しの基準】

次の①から③に該当する場合は、原則見直しが必要となる。

- (①ら③に該当しない場合であっても各市町村の判断により見直しを行っても差し支えない)
- ①平成28年4月1日時点の支給認定を受けた保護者の認定区分ごと(3号認定については0歳児と1・2歳児ごと)の子どもの実績値が、市町村計画における「量の見込み」よりも±10%以上のかい離がある場合
 - ②10%以上のかい離はないが、平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ待機児童等の発生が見込まれる場合
 - ③既に市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

- (2) 県計画の見直しの考え方 ～計画に関する国の基本指針及び作業の手引きより～

・市町村計画の見直し状況等を踏まえて、必要な場合は県計画を見直す。
(平成27年5月に策定した県計画において定めた「量の見込み」及び「確保方策」は、市町村計画における数値を積み上げて設定)

- (3) 鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画」の概要

ア 趣旨

子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して、市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に資するため、県として各市町村を通じる広域的な見地から、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に関する支援等、子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進に関して必要な事項を定める。

イ 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

ウ 計画の基本理念

子ども・子育て支援法に規定されている「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会」の実現には、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者への必要な支援が求められる。

子育て王国とっとり条例に規定する以下の基本理念に立って、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の市町村における提供体制の整備と円滑な実施を支援するため、鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画を定める。

- (1) 状況に応じた最良の支援
- (2) 適切な役割分担と連携協力
- (3) 個人の価値観の十分な尊重
- (4) 地域の特性の十分な発揮

平成29年度第3回子育て王国とっとり会議の開催概要について

平成29年12月1日
子育て応援課

子育て王国とっとり条例に基づき設置している「子育て王国とっとり会議」について、今年度の第3回目の会議を下記のとおり開催しました。

記

1 第3回会議の開催について

(1) 日時 平成29年11月24日(金) 10時から正午まで

(2) 場所 鳥取県庁第2庁舎4階 第34会議室

(3) 議事

ア 子育て王国とっとり会議幼保連携型認定こども園認可等審議会委員の指名

イ 子どもの貧困対策推進計画に定める達成目標に係る進捗状況について

ウ 子どもの貧困対策に関する施策の検討状況について

エ 子育て王国鳥取県の更なる推進に向けた施策案について

オ 鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画の素案について

2 委員からの主な意見

- ・子どもの貧困対策の推進のための前提として、福祉と教育の連携は重要である。学習支援事業の実施や不登校児童への支援、子どもの学力や世帯の状況等に関して、学校との情報共有はとても有効だが、実態としては難しく、福祉と教育の連携にはまだまだ課題が多い。
- ・こども食堂における学習支援や図書館での居場所づくりなど、施策の相互乗り入れをしていただけるととても心強い。
- ・保育所の加配など保育サービスの拡充に取り組むことは大切だが、保育現場では保育士の確保に苦慮している。保育士の確保対策の拡充に取り組んでほしい。
- ・若者の就業対策は、企業側も労働力の確保に苦慮をしている中、企業側の理解と協力が得られるものであり、企業団体を巻き込んだ活動となるよう工夫をお願いしたい。
- ・近年、地域の子育てへの関わりが薄れてきており、PTAで活動していても地域の活動に出てくる人は少ない。保育所から小学校に上がっても各地域から保護者が集まり、保護者の繋がりも希薄になるため、保育所、小学校など地域全体を巻き込んだ地域活動の充実が必要と考える。

3 今後の予定

回数	時期	内容(予定)
第4回	平成30年3月	・鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画の見直し ・平成30年度新規事業の報告

4 子育て王国とっとり会議委員について

- (1) 任期 平成28年5月26日から平成30年5月25日
 (2) 委員の構成 委員24名
 (3) 会長 鳥取大学地域学部地域教育学科教授 塩野谷 斉 (委員の互選により決定)

分野		職名等	氏名
学識経験者		鳥取大学地域学部地域学科教授 鳥取大学附属幼稚園園長	塩野谷 斉
		鳥取短期大学教授 地域交流センター長	白石 由美子
公募		会社役員 相談室主宰	林 ルミ
		畜産業	田中 亜未
子育て中の人		鳥取市立神戸小学校PTA会長 鳥取県PTA協議会評議委員	山本 賢璋
他県からの移住者	福岡県⇒大山町	林業	井上 健一郎
	大阪府⇒鳥取市	音楽制作会社経営者	森川 寛史
将来子育てを行う人	学生	鳥取環境大学経営学部 (3年生)	光浪 彩耶香
地域で子育てを支援している人	東部	ゆうゆうとっとり子育てネットワーク副代表	塚田 比佳理
	中部	倉吉はばたき人権文化センター所長	山下 千之
	西部	NPO法人えがおサポート代表理事	藤澤 幸恵
児童福祉	保育所	倉吉東こども園園長 (鳥取県子ども家庭育み協会会長)	大橋 和久
	母子生活支援施設	鳥取市母子生活支援施設つくし所長 (鳥取県母子生活支援施設協議会副会長)	玉谷 隆明
	認定こども園	倉吉幼稚園園長	井尾 雅一
保健・医療	医師 (小児科)	谷本こどもクリニック副院長	谷本 弘子
	歯科医師	岸本歯科医院院長 (鳥取県歯科医師会理事)	岸本 匡史
	保健師	境港市健康推進課係長	田中 美津枝
教育	幼稚園	元東みずほ幼稚園園長	笹木 美穂子
	家庭教育	家庭教育アドバイザー (鳥取県中部子ども支援センターとっとり代表)	松島 綽子
産業		東洋交通施設株式会社代表取締役社長	西垣 豪
		鳥取県商工会青年部連合会副会長	筒井 洋平
労働		社会保険労務士	前村 幸子
市町村	市	鳥取市健康こども部次長兼こども家庭課長	竹間 恭子
	町村	湯梨浜町子育て支援課課長	丸 真美

《参考》 子育て王国とっとり会議の概要

- 1 設置根拠 子育て王国とっとり条例第12条
- 2 設置時期 平成26年5月26日
- 3 所掌事務
 - (1) 子育て王国とっとり条例関係
 - ア 子育て王国とっとり推進指針の策定に当たり、知事に意見を述べること。
 - イ 鳥取県子どもの貧困対策推進計画について、知事に意見を述べること。
 - ウ 子育て王国とっとり条例の施行に関する重要事項について調査審議すること。
 - (2) 子ども・子育て支援法関係
 - ア 県が子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようするときに意見を述べること。
 - イ 県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

第2回子育て王国とっとり実現チーム会議の開催結果について

平成29年12月1日
子育て応援課

希望出生率1.95(2030年目標)実現に向けて、結婚、妊娠・出産、子育てを切れ目なく社会全体で支える仕組みづくり、特に企業や各種団体などと連携を強化し、地域で子育て支援を行う機運の醸成を図る施策を検討するため、「子育て王国とっとり実現チーム」の第2回会議を下記のとおり開催しました。

記

- 1 日 時 平成29年11月13日(月) 13時～14時
- 2 場 所 県庁第4応接室
- 3 出席者 野川副知事(チーム長)、元気づくり推進局長、子育て王国推進局長兼子育て応援課長、とっとり暮らし支援課長、参画協働課長、女性活躍推進課課長補佐、長寿社会課長、労働政策課長、小中学校課長、高等学校課長、鳥取労働局雇用環境・均等室雇用環境改善・均等推進指導官

4 会議概要

(1) 平成30年度の取組の方向性について

○市町村によって合計特殊出生率や婚姻率に差があり、各市町村の子育て支援・結婚支援の取り組み状況を分析し、好事例を市町村間で横展開する。

《現状》県としての取組みを進めており、市町村毎の施策の集約等はない。

○移住者の移住理由を分析し、更なる子育て環境の整備を図る。

《現状》平成29年度上半期の移住者は933人と増加し、昨年度の移住者の7割が20代、30代である。また、移住の理由の第2位が「子育て」である。

○結婚・出産・子育てできる就業条件・労働環境の整備を図る。

《現状》男性の育児休業取得率(H26:県2.7%)、有給休暇の取得率(H27:県44.2%)、不妊治療のための休暇を取得することに対する職場の理解が不足している。

(2) 具体的な施策案について

○婚活支援の拡充

- ・平成29年度には島根県と連携し、出会いの機会の場の創出に取り組んできたが、更に近県で連携できないか検討し、より多くの出会いの機会を創出する。
- ・婚活イベントによっては参加者が不足し、出会いの機会の創出に繋がらないこともあるため、参加人数を確保できている主催者のノウハウを他の主催者にも共有するなどの情報共有を図る。

○「働き方改革」の推進

- ・不妊治療を行うための休暇を取得しやすい体制整備
- ・男性の育児休業や配偶者の出産のための有給休暇の取得促進による男性の家事・育児参画の促進

(3) 鳥取労働局からの報告

○働き方改革のポイント

山陰両県連携婚活応援プロジェクト事業
「しまね&とっとりいい恋しろうさぎキャンペーン」の開始について

平成29年12月1日
子育て応援課

鳥取県と島根県が連携した結婚支援の取組「山陰両県連携婚活応援プロジェクト事業」のうち、地域全体で結婚等を応援する機運を醸成するための広報キャンペーンを次のとおり実施します。

1 キャンペーン等の目的等

生活圏はもとより地域の事情も重なるところの多い山陰両県が連携して結婚支援事業に取り組み、より効果的に、結婚の良さや家族の温かみ等を若者に伝え結婚へのポジティブなイメージを喚起するとともに、恋人探しや結婚を希望する方を地域全体で応援する機運の醸成を図ることを目的に、ウェブ広告・特設サイト・映画館CM等での広報キャンペーン及び結婚を希望する者・その応援者・その他関係者等を対象としたフォーラムを実施します。

2 キャンペーン等の概要

- (1) 名称 : しまね&とっとりいい恋しろうさぎキャンペーン
- (2) 期間 : 平成29年12月1日～平成30年2月28日
- (3) 主催 : 鳥取県、島根県
- (4) 協賛 : 日本生命保険相互会社（フォーラムの講師を派遣）
- (5) 実施概要 : 各種広報キャンペーンの展開及び啓発フォーラムの開催

ア 広報キャンペーン（若年層を主な対象としているためウェブを活用した広報がメイン）

項目	内容
①特設ウェブサイト	http://www.iikoi-shirousagi.com/ 掲載コンテンツ（12月1日より順次公開） ・キャンペーンPR動画 ・恋愛・結婚・子育て等に関するコラム ・SNSを活用したお勧めデートスポット紹介 等
②ウェブ広告	ウェブ広告を活用し、特設ウェブサイトのバナーを拡散
③映画館CM	キャンペーンPR動画の放映
④イメージポスター	大国主命と八上姫の縁を取り持った「因幡の白兔」をモチーフとしたイメージキャラクター「しろうさぎ先輩」が伝えたメッセージを代弁するデザイン A2版：約3,000枚（3種類）、A4版：約10,000枚 ・掲示場所 両県企業、飲食店、商業施設、公共施設等



イ フォーラム

項目	内容
①フォーラム名称	いい恋しろうさぎフォーラム
②開催日・会場	平成30年2月10日（土）：米子コンベンションセンター（米子市）
③集客見込	延べ1,000人程度 ・対象 一般県民、企業・団体関係者、行政関係者
④プログラム（予定）	
基調講演	・専門家による、結婚・イクメン等に関する講演 講師：天野馨南子氏（ニッセイ基礎研究所アナリスト） ・お笑い芸人 千原せいじ氏による、結婚に関するトークイベント 講師：千原せいじ氏（お笑い芸人）、森川友義氏（早稲田大学国際教養学部教授・「恋愛学」を講義）
分科会・ブース	・婚活やイクメンに関する有識者の講演 ・妊婦体験ブース ・子育て支援企業取組紹介ブース ・えんトリー、しまね縁結びサポートセンターPR 等

11月19日「いい育児の日」記念日認定セレモニーの開催について

平成29年12月1日
子育て応援課

日本創生のための将来世代応援知事同盟からの申請により、11月19日が「いい育児の日」として(一社)日本記念日協会に認定されたことから、鳥取県でも11月19日に記念日認定を祝うセレモニーを開催するとともに、子育て川柳コンテスト及び鳥取県企業子宝率調査に係る知事表彰の表彰式を開催しました。

1 実施日時及び場所

- (1) 実施日時：平成29年11月19日(日) 14時～14時30分
- (2) 実施場所：鳥取砂丘こどもの国 そうぞう館

2 「いい育児の日」制定の経緯

日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット in とくしま (H29. 5. 20 開催) において、「家庭や家族を大切にするライフスタイル」や「子どもの成長と子育てを社会全体で応援する機運」の醸成を図ることを目的とし、同盟として11月19日を「いい育児の日」として定め、この度(一社)日本記念日協会に認定・登録されました。(H29. 11. 2 認定)

※日本創生のための将来世代応援知事同盟とは

少子化問題に危機感を持った1.0県の知事が平成25年4月に「子育て同盟」を結成。平成27年に現在の組織に発展的改組し、将来世代を社会全体で応援する社会づくりに取り組んでいる。現在13県で構成。【岩手県、宮城県、福島県、長野県、三重県、滋賀県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県】

3 セレモニーの内容

(1) 「いい育児の日」記念日登録記念セレモニー

- ・主催者挨拶(知事)
- ・くす玉割り(知事と来賓者(子どもとその保護者)等)
- ・登録証披露及び記念撮影

(2) 子育て川柳コンテスト知事表彰受賞者の表彰式

(3) 鳥取県企業子宝率調査に係る知事表彰受賞企業の表彰式

※同会場で川柳表彰作品及び表彰企業取組紹介パネルの展示ならびに妊婦体験コーナー設置



くす玉割り・記念撮影



表彰式の様子

4 子育て川柳コンテストの概要

(1) 応募テーマ：「家族」や「子育て」に関するエピソードをテーマとした作品

(2) 応募期間：平成29年7月1日～8月31日

(3) 応募総数：1,504作品

(内訳) 大人の部：830作品 子どもの部(小学生から高校生まで)：674作品

※平成28年度に応募数(1,048作品:大人444作品 子ども604作品)から大幅に増加

(4) 表彰作品選定方法：平成29年(第8回)子育て川柳コンテスト審査委員会で選定

【受賞作品】

(知事表彰)

・大人の部

賞名	作品	受賞者
最優秀賞	うまれたひ きみをまもると ちかったひ	米子市 山本 史子さん
優秀賞	初育児 困ったときは まずスマホ	米子市 新田 涼子さん
	「今日、あのね」 お風呂につかって 報告会	伯耆町 森田 加代子さん

・子どもの部

賞名	作品	受賞者
最優秀賞	お母さん 今日休みだ 走って帰る	湯梨浜町 川本 陽翔さん
優秀賞	日曜日 一番早く おきるぼく	米子市 波左間 優也さん
	母さんは 応援団長 日本一	倉吉市 高本 龍斗さん

(企業表彰)

賞名	作品	受賞者
(株)きさらぎ賞	子が増えて 聖徳太子の 耳となる	境港市 前川 球美さん
鳥取ぼかぼか温泉賞	きまぐれで 昨日イクメン 今日ダメ夫	鳥取市 清水 毅さん
(公財)鳥取童謡・おもちゃ館賞	おでこの手 まほうみたいに 熱さがる	米子市 中山 百世さん
(公財)渡辺美術館賞	この家に 生まれてこれて よかったな	米子市 松原 健心さん
ドラッグストア エース賞	お盆には 似ている顔が 並んでる	鳥取市 前田 稚奈さん
ウエダ人形(株)賞	家族はね、いつでも ぼくの 応援団	米子市 安宅 倅之介さん
とっとり花回廊賞	つなぐ手に 幸せのある 散歩道	米子市 福原 隆さん
(株)ヤマタホーム賞	母となり 初めて分かる 親の愛	鳥取市 橋本 真弓さん
中国庭園燕趙園賞	泣く我が子 ママも泣きたい 保育園	米子市 木下 知子さん
ハイマートタッチ賞	スマホ買い 孫に手ほどき 受けている	鳥取市 野間 茂人さん
わいんどふらわあず賞	首すわる これからはじまる 大冒険	米子市 石橋 優美子さん
ヘアーサロンやはら賞	まちうけに いれて嬉しい 孫の顔	大山町 小原 敦子さん
オーガニックスタイル水越屋賞	かぞくには いのちがあるよ 一こずつ	鳥取市 山崎 成流さん
(有)タブチ時計眼鏡店賞	家ぞくの手 まほうみたいに あたたかい	米子市 遠藤 結花さん
お菓子の壽城賞	もらったら 母にもあげたい ひょうしようじょう	倉吉市 恩田 三華さん
Book Yard 賞	育児書に ないことばかり 起こる日々	米子市 ねこ柳さん
COMO 賞	お母さん ねる前のチュー もういやだ	鳥取市 植木 朝陽さん
(有)ナオンド賞	かぜひいて 今日だけママを ひとりじめ	湯梨浜町 川本 愛結さん

平成29年12月1日
子育て応援課

県内企業の「企業子宝率」及び「企業内の子育てしやすい職場環境づくりの取組」について調査を行い、企業子宝率が高く、子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進に率先して取り組む企業を、この度、表彰するとともに、その取組等を紹介する冊子を作成しました。

企業子宝率とは…

ダイバーシティ・コンサルタントの渥美由喜氏が発案した調査方式で、男女を問わず従業員が当該企業在職中にもつことが見込まれる子どもの数であり、個々の従業員の年齢とその子どもの数と年齢から算出します。企業ごとに算出するこの数値は、子育てしながら仕事を続けられる職場環境が整っていることを表す一つの指標となると考えられています。(鳥取県以外でも、静岡県、福井県等複数の自治体で調査が実施されています。)

1 事業の目的

県内企業の子育て推進力を調査し、その数値が高く、職場内の子育て環境の改善に関する取組が他の模範となると認められた企業の取組を紹介することにより、企業の子育てしやすい職場環境整備の機運の醸成を図る。

2 平成29年度鳥取県企業子宝率調査の結果概要

- (1) 調査対象：県内に本社がある常用雇用者10人以上の企業・事業所
・回答企業数：488社 (H26調査：210社 ※調査初年度)
- (2) 調査期間：平成29年7月1日～7月31日
- (3) 調査方法：郵送及びインターネット
- (4) 調査結果：最高値 3.03 (H26調査：2.43)
 平均値 1.31 (H26調査：1.31)
 ※県版総合戦略におけるKPI 1.45 (～H31)

3 知事表彰の概要

(1) 表彰企業

- ・株式会社ファイナル (鳥取市)
- ・株式会社砂丘園芸 (鳥取市)
- ・有限会社大山建設 (米子市)
- ・株式会社アークス (北栄町)
- ・株式会社桑本総合設計 (米子市)
- ・社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会 (琴浦町)
- ・株式会社鳥取銀行 (鳥取市)
- ・学校法人あけぼの幼稚園 (米子市)

(2) 選考方法

平成29年度鳥取県企業子宝率調査に係る表彰企業審査委員会により決定
(評価の視点)

- 各種制度の整備、社員への制度利用の周知・促進ができているか。
- 職場内の雰囲気づくり、制度を活用しやすい環境づくりができているか。
- その他の企業の模範となるような取組がなされているか。

(3) 表彰式

11月19日(日)に開催した「11月19日「いい育児の日」記念日認定セレモニー」の中で実施

4 冊子の概要

- (1) 名称：とっとり子育て推進力モデル企業取組事例集 (平成29年度版)
- (2) 規格：A4版 カラー 8頁
- (3) 発行部数：10,000部
- (4) 掲載内容：①調査結果概要、②表彰企業の取組事例(8社)、③鳥取県の施策紹介等
- (5) 配布先：県内企業、商工会議所・商工会連合会等の経済団体、大学、高校、市町村等
 電子版は県ホームページ「とりネット」で公開中
 URL：<http://www.pref.tottori.lg.jp/kodakararitsu/>

第5回鳥取県立中部療育園整備検討会の開催結果について

平成29年12月1日
子ども発達支援課

建築後13年が経過し、施設の狭隘化などさまざまな課題が生じていることから、中部療育園に係る整備方法及び倉吉養護学校における医療的ケア体制の整備について検討するため、鳥取県立中部療育園整備検討会の第5回会議を下記のとおり開催しました。

記

- 1 日 時 平成29年10月30日(月) 午後1時55分～午後3時35分
- 2 場 所 鳥取県立倉吉総合看護専門学校 会議室
- 3 協議事項 新たな学びの場、圏域ごとの子どもの通学状況、理想とする分教室のイメージ、中部圏域における役割分担、中部療育園の整備方法(案) 等

4 主な意見

ア「新たな学びの場」(＝医療的ケア児が安全で安心して学べる場)について

- 県教育委員会では、退院後、訪問教育でなく学校で学びたいものの、学校に登校するにはかなりリスクがある、というような子どもを想定した「新たな学びの場」を検討している。
- 学校運営の立場からすると、医療に関する最終的な判断・指示は、どうしても学校ではできないので、教員、学校看護師は医師による判断・指示が欲しい。
- 生命に影響があるような重度の子どもについての関わり方については、療育ではなく医療との関係で整理が必要なため、中部療育園のあり方には絡めずに、県教育委員会で検討を進める。

イ 理想とする分教室のイメージについて

- どんな障がいがあっても、多くの人と関われる中で生活する方が成長できると思う。倉吉養護学校は、知的障がいと肢体不自由の看板を掲げている県内に1つしかない学校なので、分教室化はしないで現状を維持して欲しい。

ウ 中部圏域における役割分担について

- ケースによっては、中部療育園、皆成学園、発達障がい者支援センター(エール)が情報共有のもとで、診療や訓練を連携してやる方が良い場合もある。
- 今からどうやって育てていこうかという段階では、子育て支援の拠点となる場所があった方が良い。そこで、ある程度自分の子どもや周りの社会資源、制度が見えてきてから、どこに行っても大丈夫という状況ができれば良いと思う。

エ 中部療育園の整備方法（案）について

※（事務局提案）整備候補地の検討に当たっては、既存施設の有効活用の可否から順に検討を進める。

【第1候補】既存の他施設の改修	【候補地案】（元）倉吉市立河北中学校
【第2候補】現施設の拡充	【候補地案】現在地及び隣接地
【第3候補】県有地への新築	【候補地案】倉吉総合看護専門学校グラウンド

○（元）倉吉市立河北中学校が倉吉駅に近いというのは、大きなメリット。交通手段を持たない人が歩いても行ける距離だと思う。

○将来のことを考えたときには、駐車場を含めた広いスペースのある（元）倉吉市立河北中学校は良い。広ければ、後々いろいろなことへの対応ができる。

○整備に当たっては、総合療育センターや鳥取療育園並みに療育の質を担保していきたい。今は通園部門しかないので、外来診療と外来訓練部門がしっかり運用できるような形で改修してもらえば、（元）倉吉市立河北中学校が立地条件的にも良いのではないかな。

5 今後の予定

○第6回は、これまでの議論のとりまとめを行うこととしています。（12月中に開催予定）

（参考）鳥取県立中部療育園整備検討会 委員

所属・役職	氏名	所属・役職	氏名
中部療育園利用者（保護者）代表	坂本 沙智	厚生病院事務局長	足立 正久
倉吉養護学校保護者会元代表	中江 陽子	倉吉市福祉保健部次長	種子 真一
倉吉市肢体不自由児・者父母の会会長	筏津 充代	中部療育園園長	杉浦千登勢
特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会役員	徳本 朋子	倉吉養護学校校長	茅原 宏司
中部圏域障がい者地域自立支援協議会委員	但馬 崇		

[オブザーバー] 県教育委員会事務局特別支援教育課

<開催状況>

- 第1回：3月30日（木） [議題] 県中部圏域における療育ニーズ、中部療育園の現況
- 第2回：5月26日（金） [議題] 学校医療体制の現状と課題、利用者アンケート結果
- 第3回：7月12日（水） [議題] 特別支援学校での医療的ケアの現状 等
- 第4回：8月24日（木） [議題] 特別支援学校と療育機関との具体的な連携 等

肝炎治療受給者証における月額自己負担限度額管理票の金額記載誤りについて

平成29年12月1日
健康政策課

1 概要

肝炎治療特別促進事業の肝炎治療者に交付する受給者証について、月額の自己負担限度額20,000円の方（階層区分「甲」）の月額自己負担限度額管理票の自己負担限度額が毎月20,000円と表示されなければならないところ、最終月（12か月目）のみ10,000円と表示されていることが判明した。

10/20（金）夕刻 西部総合事務所福祉保健局より第一報。

23（月）プログラムミスが原因であることが判明。影響のある者の人数の調査を開始。

25（水）既に最終月を迎え医療費の追加支払いの必要のある可能性のある者がいることが判明。

これを受けて県内全域で全件調査したところ、誤った受給者証は延べ74名に発行されており、うち4名については最終月が既に到来していることが判明した。

この4名に対し、本人並びに医療機関に支払、請求状況を確認したところ、1名について誤った自己負担限度額10,000円を超えた医療費があることが判明した。

2 対応状況

(1) 延べ74名の方には謝罪し、正しい受給者証を既に交付済みであり、誤った受給者証の回収を進めている。（12月中には回収できる見込み）

自己負担限度額に影響のある1名については、正しい自己負担限度額20,000円との差額分の追加支払いが生じることを説明し、了解を得て11月13日に追加支払いをしていただいた。

(2) 追加支払いが発生する1名の方が受診された医療機関並びに調剤薬局に対しては、謝罪するとともに、上記(1)の対象者の方が追加支払いをされた後に、正しい自己負担限度額に沿ったレセプト（診療報酬明細書）請求になるよう、当該レセプトを取り下げ、再請求の追加手続を行っていただくよう依頼しており、最終的に調剤薬局1か所において、11月20日に取り下げ申請をされた。今後社会保健診療報酬支払基金よりレセプトが返戻された後、正しいレセプト請求に修正される予定。

3 発生要因について

平成29年1月から運用開始した公費負担管理システムにおいて、階層区分が甲の方に限って、受給者証の最終月に誤った額が印字されるプログラムミスによるものであり、システム納入時の完了確認において見落としていたもの。

4 再発防止策について

システムの改修完了確認において、複数で十分チェックし組織として確認するよう体制の強化を図る。また、受給者証の発送を行う場合には、月額自己負担限度額に誤りがないか確認作業を徹底する。

【参考：肝炎治療特別促進事業の概要】

肝炎受給者証交付申請者に対し、県が審査の上、受給者証を交付し、対象患者が指定する医療機関に受給者証を提示することにより、保険医療費の月額自己負担限度額を上回る額について助成する制度。

月額自己負担限度額は、世帯の市町村民税（所得割）課税年額に応じて決定される。

階 層 区 分		自己負担限度額（月額）
甲	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が235,000円以上の場合	20,000円
乙	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の場合	10,000円

エボラ出血熱に係る患者移送訓練の実施結果について

平成29年12月1日
健康政策課

エボラ出血熱については、平成26年3月から平成28年6月までの間、西アフリカにおいて大規模な流行が発生し、本年5月から6月にはコンゴ民主共和国において8例の報告があるなど、流行を繰り返しています。このため、万が一、本県でエボラ出血熱患者が発見された場合に迅速・安全に対応出来るよう、県と感染症指定医療機関等の関係職員による患者移送訓練等を実施しました。

1 日時

11月24日（金）午前9時から午後5時15分まで

2 場所

鳥取県立厚生病院（第一種感染症指定医療機関）〔倉吉市東昭和町150〕
鳥取大学医学部附属病院〔米子市西町36-1〕
西部総合事務所福祉保健局（米子保健所）〔米子市東福原一丁目1-45〕

3 参加機関

感染症指定医療機関	鳥取大学医学部附属病院、鳥取県済生会境港総合病院、県立厚生病院
消防機関	東部広域行政管理組合消防局、西部広域行政管理組合消防局
県の機関	警察本部、倉吉警察署、米子警察署、東部福祉保健事務所、中部総合事務所福祉保健局、西部総合事務所福祉保健局、衛生環境研究所、福祉保健部健康医療局健康政策課
その他	鳥取市（中央保健センター、保健医療福祉連携課保健所準備室）

4 訓練内容

No.	訓練内容	場所	目的
1	厚生病院までの患者移送	米子保健所～仮定患者宅（鳥大）～厚生病院	・警察車両による先導手順の確認 ・移送車内での医療行為（酸素吸入、体温・心拍測定等）の可否を医師が同乗し検証
2	感染症指定医療機関内での患者移送	厚生病院感染症病棟	・病院内における患者移送経路の確認
3	ストレッチャー操作	厚生病院会議室	・ストレッチャー操作の基本を習得
4	個人防護具着脱訓練		・個人防護具着脱の基本を習得
5	検体梱包方法		・検体梱包方法の基本を習得

5 確認できた主な内容と対応

(1) 移送車内における医療行為について

- ・患者搬送用カプセル（アイソレーター）内では、心電図、血圧、血液中の酸素濃度（サチュレーション）の測定が可能であることが確認できた。
- ・また、アイソレーターに入った状態で、心臓マッサージ、手動型器具（バッグバルブマスク）による人工呼吸は処置可能であること、点滴、AEDの処置はできないことが確認できた。
- 実施可能であると確認できた医療行為に必要な器具について、感染拡大防止のため廃棄が可能な使い捨て型（ディスポーザル）のものを整備していく。

(2) その他

- ・ストレッチャー（担架）の動作（昇降等）がスムーズではなく、機器の点検・整備が必要である。
→ ストレッチャーの点検を毎年度実施していく。
- ・年1回の訓練だけではなく、所属ごとでの訓練を複数回実施する方がよい。
→ 個人防護具の着脱や患者移送など一連の訓練は、来年度以降も、関係機関に参加していただき訓練を実施していく。

【当日の訓練の様子】

移送車内における医療行為の検証



病院内における患者移送



ストレッチャー操作訓練



個人防護具着脱訓練



<参考：エボラ出血熱について>

- ・エボラ出血熱は、エボラウイルスによる感染症である。
- ・潜伏期間：2～21日（通常は7～10日）
- ・症状：突然の発熱、頭痛、倦怠感、筋肉痛、咽頭痛等の症状を呈する。次いで、嘔吐、下痢、胸部痛、出血（吐血、下血）等の症状が現れる。
- ・感染経路：症状が出ている患者の体液等（血液、分泌物、吐物・排泄物）や患者の体液等に汚染された物質（注射針など）に十分な防護なしに触れた際、ウイルスが傷口や粘膜から侵入することで感染する。一般的に、症状のない患者からは感染しない。また空気感染もしない。

鳥取県ドクターヘリの愛称募集について

平成29年12月1日
医療政策課

今年度末に運航開始予定の鳥取県ドクターヘリについて、県民に親しまれるよう下記のとおり愛称を募集しています。

記

1 目的

関西広域連合で導入予定の鳥取県ドクターヘリについて、その活動と役割を広く県民府民に理解していただくため、地域に密着した愛称を一般に公募する。

2 募集期間

平成29年11月22日(水)～12月20日(水) 必着

3 応募先

関西広域連合広域医療局(徳島県庁)

4 選考方法

鳥取県、鳥大附属病院(鳥取県ドクターヘリ基地病院)等が協議を行い、応募作品の中から「最優秀作品」候補を選考し、関西広域救急医療連携計画推進委員会で平成30年1月下旬頃決定。

選考結果は鳥取県、関西広域連合ホームページ等で公表し、最優秀作品の応募者には、賞品として1名(同一作品に複数応募の場合は抽選)に鳥取県の特産品(約1万円相当)を贈呈予定。

5 利用方法

愛称は鳥取県ドクターヘリに記載される

6 広報実施状況

プレス発表のほか日本海新聞(11月22日)に新聞広告(下記参照)
県、関西広域連合ホームページに掲示

(参考)新聞広告

鳥取県ドクターヘリに愛称を募集します。

鳥取県ドクターヘリ愛称募集

募集期間
平成29年11月22日(水)～12月20日(水)

問い合わせ先
鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課
鳥取市東町1丁目220 TEL0857-26-7188

鳥取県では平成30年3月末(予定)から鳥取大学医学部附属病院を基地病院としてドクターヘリの運航を始めます。皆さんに親しまれるよう愛称を募集しますのでご応募ください。

■選考及び活用方法等

- 応募作品の中から「最優秀作品」候補を選考し、平成30年1月下旬頃に決定します。
- 選考結果は関西広域連合ホームページ、鳥取県ホームページ等で公表し、最優秀作品の応募者にはご連絡させていただきます。
- 最優秀作品の応募者には鳥取県特産品(約1万円相当)をお贈りします。(同一作品に複数の応募があった場合は抽選して1名とさせていただきます)

▼応募方法
鳥取県ホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/254067.htm>)の愛称募集から要項を入手の上、応募用紙により、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

▼応募先
関西広域連合広域医療局(徳島県庁内)
〒770-8670 徳島市本町1丁目1番地
TEL088-621-2732 FAX088-621-2888 E-mail:kyo@kousai-kansai.jp

(参考)関西広域連合「ドクターヘリ」の愛称

- 徳島県ドクターヘリ:KANSAI-こうとう
- 大阪府ドクターヘリ:KANSAI-もず
- 兵庫県ドクターヘリ:KANSAI-ほばつ
- 京浜ドクターヘリ:KANSAI-ゆめ

平成29年度 第2回鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会の検討結果について

平成29年12月1日
医療指導課

1 日時 平成29年10月19日(木) 午後1時15分～2時15分

2 場所 倉吉市上井公民館

3 主な内容

(1) 素案に対する主な意見

別添のとおり「第三期鳥取県医療費適正化計画」の素案を提示して、次のとおり意見を伺った。

①住民の健康の保持の推進

- ・県内において、75歳以上の後期高齢者の医療費は全体の約4割を占めている状況。高齢者の生活習慣病の重症化予防、フレイル(虚弱)対策などもこの計画で触れてほしい。また、健康なままで後期高齢者になるためには若い時期からの健康管理も重要である。
- ・企業など職場における健康経営について目標の記述があるので、それに対応する現状について記述するなど、内容を充実させること。
- ・メンタルヘルスの取組も重要。うつまではいなくても、自律神経を病む人もいる。産業保健分野ではメンタルは大きな問題。健康経営と絡めて計画の内容を充実させること。
- ・運動習慣について目標として挙がっており、その現状等の記述も必要。
- ・老老介護・認知介護、出生率低下・人口減少など、社会が抱える課題についても記載ができる範囲で盛り込むべき。
- ・糖尿病から糖尿病性腎症へ移行する割合のデータがあれば、計画に盛り込むこと。また、先進的な取組の横展開を進めるべき。

②全般

- ・現在の第二期計画の評価を第三期計画に活かすような記述を検討してはどうか。

※上記の意見について、第三期計画に反映させることとする。

(2) 計画策定の今後のスケジュール(予定)

時 期	主 な 内 容
平成29年11月30日	○策定評価委員会で計画(案)の検討、とりまとめ
平成29年12月	○計画案のパブリックコメント実施について、県議会常任委員会、県医療審議会等で説明
平成30年1月	○計画案を関係機関(県保険者協議会、市町村)へ意見照会(法定の対応) ○パブリックコメントの実施
平成30年2月～ 3月	○上記の意見照会、パブリックコメントや議会等の意見を踏まえて修正 ○策定評価委員会で最終計画(案)の決定、策定・公表
平成30年4月～	○第三期計画の開始

(参考) 委員会の概要

(1) 名称

鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会

(2) 設置目的

医療費適正化計画の策定、実績評価、計画の変更等に関する調査審議を行うため、平成28年10月に設置。

【医療費適正化計画とは】

- ・国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療費適正化を総合的・計画的に推進するため、国の定める「医療費適正化基本方針」に即して都道府県が策定する計画。
- ・医療費適正化計画は、既に第一期計画（平成20年度～24年度）、第二期計画（平成25年度～29年度）が策定済みであり、第三期計画は平成30年度から開始する6年間（～35年度）の計画となる。

(3) 医療費適正化計画で定める主な法定事項

- ・住民の健康の保持の推進に関する目標
- ・医療の効率的な提供の推進に関する目標
- ・目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項 等

(4) 委員（※一部委員の交代等手続中）

14名（学識経験者3名、医療を受ける者3名、医療の担い手4名、保険者4名で構成）
※医療を受ける者を1名公募中（4名とする予定）

区分	氏名	所属等	備考
学識経験者 (3名)	黒沢 洋一	鳥取大学医学部医学科 教授	委員長
	小山 雅美	鳥取県介護支援専門員連絡協議会 理事	
	廣山 恵	鳥取県東部医師会在宅医療介護連携推進室	
医療を受ける者 (3名)	林 仁美	鳥取県連合婦人会 会員	
	中島 さつき	鳥取県金属熱処理協業組合 庶務係長	
	花原 秀明	全国健康保険協会鳥取支部評議会 被保険者代表委員	
医療の担い手 (4名)	米川 正夫	鳥取県医師会 常任理事	
	中村 裕志	鳥取県歯科医師会 常務理事	
	原 利一郎	鳥取県薬剤師会 常務理事	
	間庭 弘美	鳥取市立病院 看護部長	
保険者 (4名)	有沢 郁翁	鳥取県後期高齢者医療広域連合 事務局長	
	深松 保次	全国健康保険協会鳥取支部 企画総務部長	異動に伴う 手続き中
	岡本 克彦	鳥取市福祉保健部保険年金課 医療費適正化推進室長	
	長崎 みよ	日南町住民課 住民生活室長	

鳥取県国民健康保険運営方針（案）のパブリックコメントの実施について

平成29年12月1日

医療指導課

- 国民健康保険法の改正により、平成30年4月から県も市町村とともに国民健康保険（以下「国保」という。）の保険者になることに伴い、県は、国保事業を市町村と共同して運営していくための国保運営方針を策定する。（改正国保法第82条の2）
- 現在、市町村や県国保運営協議会の意見を伺い策定した国保運営方針（案）について、パブリックコメントを実施している。（実施期間：平29年11月21日～12月8日）
- パブリックコメントの結果については、次回常任委員会（12月19日）において報告する。

1 国保運営方針案の概要

(1) 策定の背景など

- 国保制度は、非正規雇用者などの低所得者の増加や、年齢構成が高いことから医療費が高くなるなど様々な課題を抱え、市町村は厳しい財政運営に迫られている状況となっており、この課題を解消するため、平成30年度から県も市町村とともに国保運営を担うことになった。
- このため、県内の国保運営の統一的な方針を定め、この運営方針を下に、国保財政が持続的かつ安定的に運営されるよう取り組む。

(2) 構成案の主な内容

- 国保の医療に要する費用及び財政の見通し
 - ・ 本県の国保医療費等の推移や市町村国保の財政状況等についてのデータを記載。
- 納付金等の算定方法
 - ・ 県内の保険料（税）水準のあり方の基本的な考え方や国保財政運営の新たな仕組みに伴い県が市町村から徴収する納付金の算定方法等を記載。
- 保険料（税）の徴収の適正な実施
 - ・ 各市町村の保険料（税）収納率の目標や収納率の向上のための取組等を記載。
- 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策との連携
 - ・ 地域包括ケアの推進に向けた県・市町村の国保部門の役割を記載。 等

(3) 対象期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで（3年間）

2 パブリックコメントの実施期間等

- (1) 期間：平成29年11月21日（火）から平成29年12月8日（金）まで
- (2) 実施方法：とりネット、県の各機関、各市町村窓口から応募。

3 今後のスケジュール

- 平成29年12月8日まで：パブリックコメントの実施
 - 12月中旬：国保連携会議及び常任委員会でパブコメの実施結果等の説明
 - 12月下旬：国保運営協議会へ諮問・審議
- 平成30年1月中旬：国保運営方針の決定、公表

平成29年度 第6回県・市町村国民健康保険連携会議の検討結果について

平成29年12月1日
医療指導課

- 1 日時 平成29年10月16日(月) 13:30～16:00
- 2 場所 大栄農村環境改善センター
- 3 出席 市町村国保主管課長、国保連合会事務局長 等
- 4 概要

(1) 協議事項

本年11月に国が示す仮係数を使用して行う平成30年度納付金等の仮算定に当たって、市町村と合意しておくべき事項等について協議を行った。

① 激変緩和の考え方について

市町村の主な意見	県の対応
○激変緩和措置の対象はどうか。	○平成30年度の算定においては、各市町村の試算額と激変緩和に要する財源額等も考慮して医療費の自然増を年1.5%と設定することとし、平成28年度と比較して、それを超える部分について激変緩和措置を講じることとする。
○激変緩和措置は徐々に減額していくべきと考えるが、期限は。	○激変緩和措置の財源に活用できる特例基金が6年間の期間限定となっており、それに合わせて6年間とする。

② 公費の配分等について〈保険者努力支援制度交付金(県分)〉

市町村の主な意見	県の対応
○県に入る保険者努力支援制度に係る交付金は、保険料軽減に充てるため、納付金総額から引き去るのがよい。	○二通りの意見が出されたが、平成30年度においては、まず制度改革により全市町村に新たに発生するシステムのランニングコストに配分し、交付金の残額は納付金総額から引き去ることで、市町村の合意を得た。
○制度改革によってシステム管理など市町村に新たに生じる事務費負担の軽減に活用してほしい。	

③ 鳥取国民健康保険運営方針(素案)について

市町村の主な意見	県の対応
○県運営協議会へ説明する素案について、市町村の意見の反映は。	○現在の素案を下に、市町村からの意見が反映できれば反映後のもので説明することとする。 (→結果的に、市町村意見を反映させる前の素案で説明)

(2) 報告事項

- ・今後作成する「国民健康保険事務処理要領」について、4市及び医療指導課で分担し作業を行うことを確認した。

平成29年度 第3回鳥取県国民健康保険運営協議会の検討結果について

平成29年12月1日
医療指導課

- 1 日時 平成29年11月9日(木) 13:30~15:00
- 2 場所 県庁第二庁舎第33会議室
- 3 出席 運営協議会委員
(事務局) 福祉保健部長、医療指導課長
- 4 概要

- 国保運営方針(案)についてパブリックコメントを実施するに当たり、県国保運営協議会の意見を反映させるため、各委員から意見を聴取した。
- 今回の運営協議会での意見と市町村長から出された意見(法定手続きに基づく意見)を考慮して国保運営方針(案)を見直し、パブリックコメントを実施することについて了解を得た。

〈主な意見等〉

項目	委員意見	県回答
法定外一般会計繰入について	○市町村の法定外一般会計繰入の考え方を整理しながら、解消・削減に努めていくとしているが、目標年次等の定めはあるのか。	○一般会計からの繰入れの解消に係る目標年次等の定めはないが、赤字については、平成35年度末までに段階的に解消に向けて取り組むこととしている。
県設置の財政安定化基金について	○償還期間が前回の運営協議会時の説明と異なるのではないか。	○貸付後、据置期間が1年間あり、6年間で償還することには変わりがない。誤解が生じないように国保運営方針への記載を改める。
	○交付要件となる「特別な事情」は、現在記載している事項に限られるのか。	○国が示す条例案に沿った内容であり、原則として案のとおりとするが、「その他被保険者の生活に影響を与える場合」については、どのようなケースが該当するのか、市町村とも協議して決めていく。 ○詳細は要綱等に記載することになる。
収納率目標について	○収納率目標の考え方は。	○前回の会議で、市町村の状況に合わせた目標設定をという意見があり、現在策定している「鳥取県国民健康保険広域化等支援方針」の市町村ごとの被保険者数別目標と直年の平均の収納率を加味したものに修正した。
市町村設置の財政調整基金について	○市町村が保有する財政調整基金の積立て目標はあるのか。	○国では、医療費の5%程度の積み立てが目安とされているが、実態は財政状況もあり、各市町村の判断に委ねられる。

〈その他報告〉

- 直近の試算結果について
 - ・9月15日福祉生活病院常任委員会で報告した内容を説明。
- 国保条例について
 - ・11月議会に提案している国保条例のうち、運営協議会の設置に係る部分の概要を説明。
- 国保新聞の配布について
 - ・国保制度改革など国保に関する最新の情報を委員に周知するため、国保中央会が発行する「国保新聞」(毎月3回発行)を、配布することを説明。

鳥取県国民健康保険運営方針(案)について

資料 1

～皆様のご意見をお寄せください！～

これまで市町村が運営してきた国民健康保険に関して、国保法の改正により、平成30年4月から、都道府県も市町村と共同して運営していくことになります。

そのため、本県におきましては、市町村と県が一体となって、国保を運営していくための統一的な運営方針を、市町村や県国保運営協議会の意見を伺いながら策定します。

※国保運営方針：国保法第82条の2に基づき、県が策定するものとされています。

■概要

一基本的な考え方＝

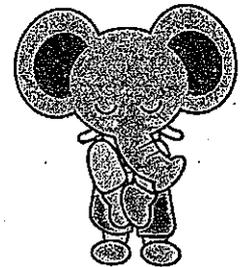
(策定の目的など)

- ・国民健康保険は、非正規雇用者などの低所得者の増加や、年齢構成が高いことから医療費が高くなるなど、様々な構造的課題があり、厳しい財政運営を強いられています。
- ・これらの課題を解消するため、県も市町村と一緒に国保運営に取り組むことになります。
- ・このため、市町村と県が一体となって国保運営をするに当たっての本県の統一的な方針を定めます。
- ・平成30年4月からは、この運営方針を下に、県内の国保財政が持続的かつ安定的に運営されるよう取り組みます。

二構成案の概要＝〈第1章～第9章で構成〉

(以下、主なもの)

- 国保の医療に要する費用及び財政の見通し
 - ・本県の国保医療費等の推移や市町村国保の財政状況等についてのデータを掲載しています。また、平成30年度以降の国保財政運営の考え方等を記載しています。
- 納付金等の算定方法
 - ・県内の保険料(税)水準のあり方の基本的な考え方や国保財政運営の新たな仕組みに伴い、県が市町村から徴収する納付金(保険料(税)が原資)の算定方法等を記載しています。
- 保険料(税)の徴収の適正な実施
 - ・各市町村の保険料(税)収納率の目標や収納率の向上のための取組等を記載しています。
- 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策との連携
 - ・地域包括ケアの推進に向けた県・市町村の国保部門の役割を記載しています。



けんぞうくん
鳥取県国民健康保険
マスコットキャラクター

方針(案)の閲覧方法

- ・県庁医療指導課のホームページからダウンロードできるほか、県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館及び各市町村役場でも閲覧できます。

ホームページアドレス：<http://www.pref.tottori.lg.jp/271166.htm>

- ・郵送をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

応募方法

- ・電子メール、郵送またはファクシミリでお寄せいただくか、意見箱への投函(上記県の機関)及び市町村役場窓口のいずれでも応募できます。
- ・提出される様式は自由ですが、このチラシもご利用になれます。

結果の公表

いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめでホームページ等で公表します。

《応募・問合せ先》

鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課

郵 送：〒680-8570(所在地記載不要)

電 話：0857-26-7165

ファクシミリ：0857-26-8168

電子メール：iryoushidou@pref.tottori.lg.jp

【鳥取県国民健康保険運営方針（案）

に対する意見応募用紙】

《応募先》 鳥取県庁福祉保健部健康医療局医療指導課

〒680-8570（所在地記載不要）

ファクシミリ：0857-26-8168 電子メール：iryoushidou@pref.tottori.lg.jp

ご意見記載欄

ご意見ありがとうございました。

差し支えなければ、下記にもご記入ください。

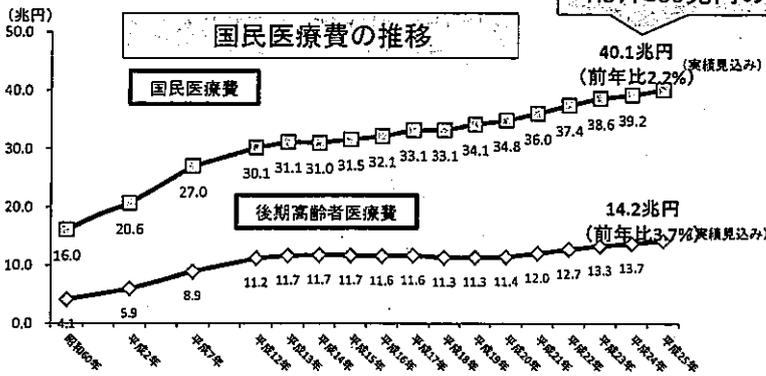
お住まいの市町村	鳥取県	市・郡	町（以下、不要）
年代	<input type="checkbox"/> 10歳代	<input type="checkbox"/> 20歳代	<input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 40歳代 <input type="checkbox"/> 50歳代 <input type="checkbox"/> 60歳代 <input type="checkbox"/> 70歳代 <input type="checkbox"/> 80歳代以上
性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性	

平成30年度からの国保制度改革の全体像

資料 2

1 医療保険制度の背景

(1) 増大する医療費



2 改革の方向性

○「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」(国保基盤強化協議会...国、全国知事会、全国市長会、全国町村会の代表で構成)で議論。

【議論の方向】

国民皆保険を将来にわたって堅持を前提に
 ・国保に対する財政支援の拡充
 ・都道府県と市町村との適切な役割分担
 ・低所得者への保険料軽減措置の拡充を検討。

【合意事項】(H27.2月)

- 1 公費拡充等による財政基盤の強化
 - H29以降、国は毎年3,400億円の財政支援の拡充を実施。
⇒低所得者対策、財政安定化基金の創設、保険者努力支援制度の創設等
- 2 今後の検討すべき事項
 - 国は持続可能な国保制度の堅持に最終的な責任を有する。
 - 改革後も、医療保険制度間の公平に留意しつつ、国保制度の安定的な運営が持続するよう、必要な検討を進め、所要の措置を講じる。

1

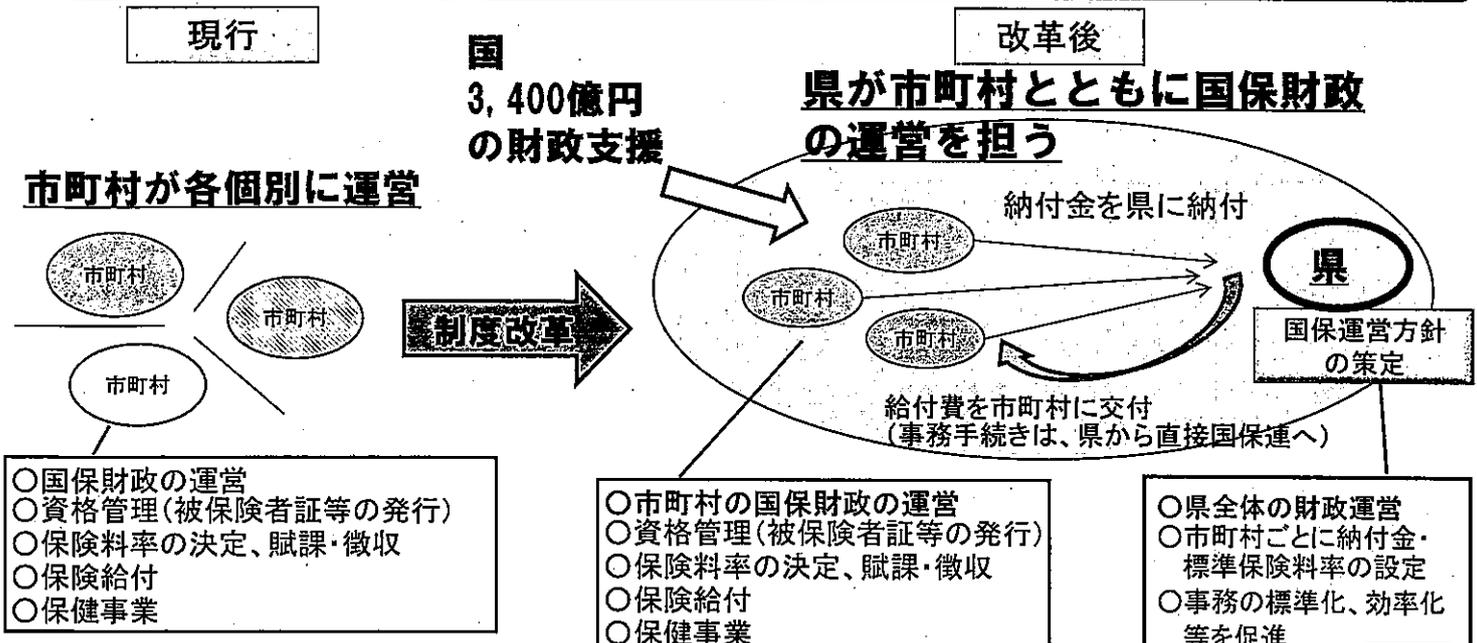
(2) 市町村国保が抱える構造的な課題

- ①年齢構成が高く、医療費水準が高い
 - ・前期高齢者の割合:国保(35.6%)、健保組合(2.8%)
 - ・平均医療費:国保(32.5万円)、健保組合(14.6万円)
 - ②所得水準が低い
 - ・平均所得:国保(83万円)、健保組合(202万円(推計))
 - ③保険料(税)の収納率低下
 - ・収納率:平成11年度 91.3% → 平成26年度 90.9%
 - ④財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在
 - ・1716保険者中3,000人未満の小規模保険者471(全体の1/4)
- ↓
- ⑤赤字財政による一般会計繰入等の措置
 - ・決算補てん等の目的での法定外繰入額:約3,500億円

3 国保制度改革のイメージ

【役割分担】

- 国 ⇒ 財政支援 (国保財政へ新たに毎年3,400億円の支援拡充)
- 県 ⇒ 新たに市町村とともに国保財政運営を担う。
- 市町村 ⇒ 引き続き地域における資格管理、賦課・徴収等のきめ細かい事業を担う。



2

4 国・県・市町村それぞれの役割

(1) 国の役割

国民健康保険に毎年約3,400億円の財政支援の拡充等を実施。
国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。

※ 平成26年度市町村の決算補填目的のための法定外繰入額 約3,500億円

国の主な役割	予算規模
低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充	約1,700億円 (H27から実施)
財政調整機能の強化(財政調整交付金の実質的増額)	約700~800億円 ※現在制度設計中
自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応 (精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者等)	
保険者努力支援制度の創設 (医療費の適正化に向けた取組等に対する支援)	約700~800億円 ※ 前倒し実施:H28は150億円 H29は250億円
財政安定化基金を段階的に造成等	平成32年度末で約2,000億円 (本県では最終的に8億円強の規模)

【参考】国保制度改革における県が保険者になることの被保険者への影響

項目	主な内容
① 国保資格の取得・喪失手続の変更	・県内市町村への異動の場合は、資格の取得・喪失手続は不要。 (その代わり適用終了届・適用開始届が必要)
② 高額療養費の多数回該当の適用	・県内市町村への異動の場合は、多数回該当の対象を転入地に引継。 (被保険者にとっては、メリットの拡大)

3

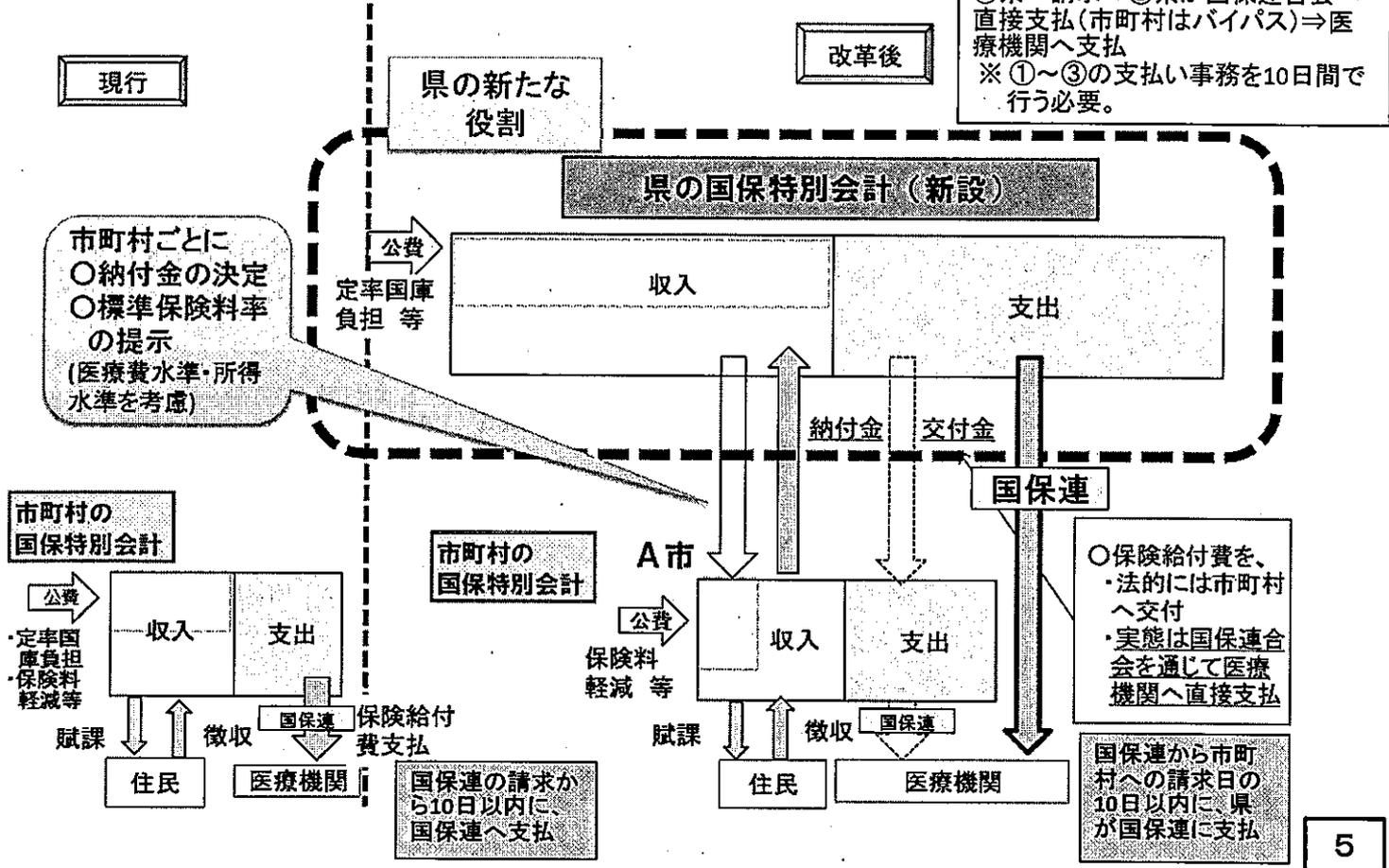
(2) 県・市町村の役割

	県の主な役割	市町村の主な役割
1. 国保の運営 (総則)	○県内の市町村とともに国保運営を担う。 ○県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を策定。 ○市町村事務の効率化、標準化等を推進。	○地域住民と身近な関係の中、従前どおり、資格管理、賦課徴収等の業務を行う。
2. 財政運営	○県全体の財政運営 新規 ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営	○市町村内の財政運営 ・国保事業費納付金を県に納付
3. 資格管理		○資格の管理(被保険者証等の発行)
4. 保険料の決定 賦課・徴収	○市町村ごとの標準保険料率を算定・公表 新規	○標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ○個々の事情に応じた賦課・徴収
5. 保険給付	○給付に必要な費用を、市町村に支払い 新規 (実際は支払期間短縮のため、国保連合会に支払い) ○市町村が行った後の保険給付の点検	○保険給付の決定 ○個別事情に応じた窓口負担減免等
6. 保健事業	○市町村に対し、必要な助言・支援	○被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施

4

5 改革後の国保財政の仕組み(イメージ)

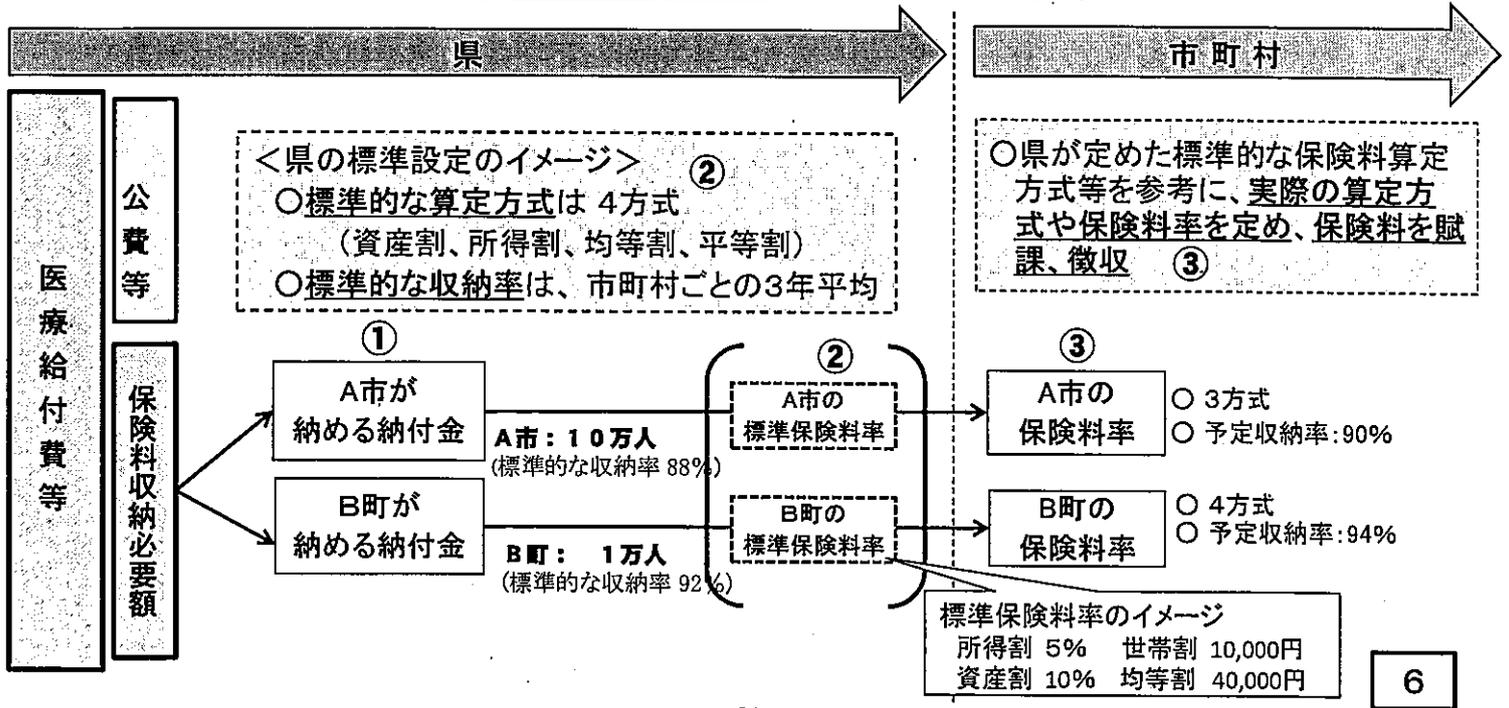
【H30以降診療報酬の実際の流れ】
 ①国保連合会から市町村へ請求⇒
 ②県へ請求⇒③県が国保連合会へ
 直接支払(市町村はバイパス)⇒医療
 機関へ支払
 ※①～③の支払い事務を10日間で
 行う必要。



6 国保保険料の賦課・徴収の基本的仕組み (イメージ)

(1) 全体の流れ

- 県は、医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの国保事業費納付金(※)の額を決定(①)
 ※ 市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮
 県が設定する標準的な算定方式等に基づいて市町村ごとの標準保険料率を算定・公表(②)
- 市町村は、県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、それぞれの保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、納付金を納める。(③)



(2) 保険料水準等の考え方

- 平成30年度については、納付金の算定に当たって、国が原則として示すとおり医療費水準・所得水準を反映させた市町村ごとの納付金を決定することとする。
- 保険料率の統一化については、市町村の具体の意見を伺いながら、県国保運営協議会の中で検討する。
- 標準保険料率を算定するに当たって、4方式と資産割を除外した3方式の双方の試算を実施。

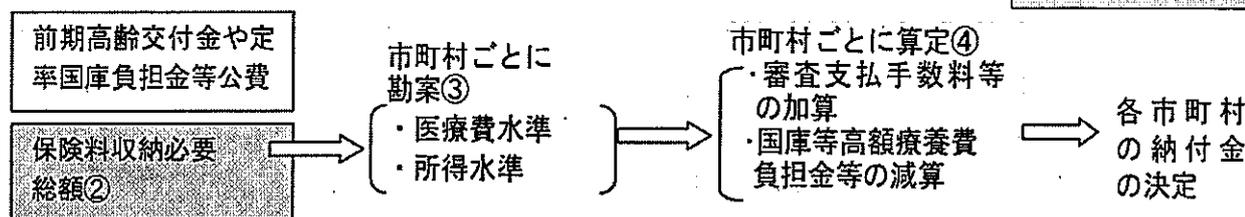
【参考】 ※H28.12月時点

市町村長の考え方

- ①保険料のあり方
 - ・統一すべき(4)
 - ・統一化に反対(1)
 - ・統一は当面困難だが、将来的に統一すべき(4)
 - ・統一は当面困難(2)
 - ・全体の方向に従う(3) 他
- ②保険料の算定方式
 - ・4方式にすべき(5)
 - ・3方式にすべき(4)
 - ・試算結果で判断(4)
 - ・全体の方向に従う(2) 他

(3) 納付金の算定方法(イメージ)

- ① 保険給付費総額 (過去3年の平均等)



【算定手順】

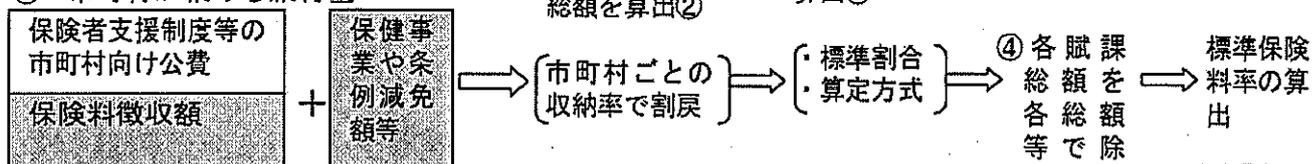
- ① 県全体の保険給付費を推計 (過去3年間の平均)
- ② ①から国庫負担金等の公費を除き、県全体の保険料収納必要総額を算出
- ③ ②の保険料収納必要総額に各市町村の医療費水準や所得水準を勘案して納付金基礎額を算出
- ④ ③の納付金基礎額に各市町村の審査支払手数料等を加算するとともに、高額医療費負担金等を減算して各市町村の納付金を決定

7

(4) 標準保険料率の算定方法(イメージ)

<上記算定のイメージ>

- ① 市町村が納める納付金



【算定手順】

- ① 各市町村の納付金から保険者支援制度等の公費を除くとともに、市町村独自の保健事業や条例減免額等を加算し、各市町村の標準保険料率算定に必要な保険料総額を算出
- ② ①を各市町村の標準的な収納率で割り戻して調整後の保険料総額を算出
- ③ ②の調整後の保険料総額を標準割合や算定方式等に基づき、所得割賦課総額、資産割賦課総額、均等割賦課総額、平等割賦課総額を算出
- ④ ③の各賦課総額を総所得、総固定資産税額、被保険者総数、総世帯数で除して各市町村の標準保険料率を算定 (参考として提示)

(5) 激変緩和について

納付金制度の導入により、従前の保険料率を上回る市町村も想定され、被保険者への影響を考慮して、可能な限り激変が生じないように、激変緩和措置を講じながら、円滑に移行する。(措置は平成35年度まで)

<激変緩和措置の3パターン>

- ① 納付金算定における医療費指数反映係数等の設定
- ② 県繰入金(2号)の活用
- ③ 特例基金(財政安定化基金)の活用

(6) 財政安定化基金の活用

給付増や保険料(税)収納不足により財源不足になった場合に備え、県国保特別会計や市町村に対し、交付及び貸付を行う。

- ① 貸付…保険料収納額の低下により、財源不足となった場合、3年間無利子で貸付
- ② 交付…地震等多数の被保険者に影響を与える災害等が発生した場合、収納不足額の2分の1を交付(国・県・全市町村が補填)

県は平成30年度当初、約7億円を造成

8

7 国保事務の標準化の取組

<基本的な考え方>

- 市町村の国保事務について、市町村の事務処理の効率化・軽減につながり、被保険者にとってもメリットになるなどの効果を踏まえ、必要な標準化・効率化等を推進する。
- 実施時期等の優先順位を検討し、次の11項目について市町村・国保連合会と連携しながら、平成30年度までに標準化を目指す方向で検討中。

【検討項目】

- ①被保険者証の運用基準の統一
- ②資格管理事務の統一化等
- ③保険給付の支払事務の統一
- ④国保連合会への直接払い事務
- ⑤地単公費の取扱い基準の統一
- ⑥療養費の給付基準や運用日程等の統一
- ⑦出産育児一時金に係る給付基準の統一
- ⑧上記その他支給に係る申請書類の統一
- ⑨医療費通知の統一
- ⑩短期証等の取扱い基準の統一
- ⑪月報関係

8 本県の対応状況

平成30年度からの国保制度改革に向けて、市町村や国保連合会とも連携会議、作業部会を開催・検討しながら、準備を進めている。

鳥取県 県・市町村国民健康保険連携会議

【目的】国保新制度における円滑な運営について県・市町村が協議を行う場

【構成】市町村国保主管課長
国保連合会事務局長等

財政・保険料(税)部会

納付金算定方法、標準保険料率の設定方法等の検討

保険給付・事務標準化部会

市町村事務の効率化等の検討

電算研究会(国保連合会に設置)

連携 標準事務処理システム導入に係る検討

【連携会議の開催状況】

平成27年度 3回 ※平成29年度:2回
平成28年度 5回

9

9 国保運営方針の策定

(1)国保運営方針策定の必要性について

平成30年度以降、県と県内市町村が一体となり保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、各市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、県が県内の統一的な国民健康保険の運営方針を定める。

(2)県国保運営協議会について

○主な審議事項

- ・国保事業費納付金の徴収
- ・国保運営方針の策定 等

○委員(全11名)

被保険者代表(3名)、公益代表(3名)、保険医又は保険薬剤師代表(3名)、被用者保険代表(2名)

(3)国保運営方針の主な内容

必須記載事項	任意記載事項
<ul style="list-style-type: none"> ○市町村国保の医療費、財政の見通し ○市町村保険料の標準的な算定方法 ○保険料徴収の適正な実施に関する事項 ○保険給付の適正な実施に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療費適正化に関する事項 ○市町村の事務効率化等の推進に関する事項 ○保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策との連携 ○国民健康保険の健全な運営

【国保運営協議会の開催状況】

(平成29年3月に設置)

平成28年度 1回

平成29年度 2回 ※平成29年度は今後2回(8月・10月)開催予定

10

個人情報を含む文書の誤送付について

平成29年12月1日
東部福祉保健事務所

東部福祉保健事務所において、A病院に対し、今年度国が医療機関を対象に実施中の患者調査に係る「調査票」の追加送付を行った際、当該調査とは関係のないB医療法人の「医療法人解散認可申請書の写し」を誤って同封し郵送したことにより、B医療法人に関する個人情報が流出しました。

今後、このようなことが起きないように、再発防止に努めます。

記

1 経過

(1) 11月16日(木)

A病院から患者調査に係る調査票の追加送付依頼が東部福祉保健事務所にあり、同日、調査票を郵送した。

(2) 11月17日(金)午後2時15分頃

A病院から東部福祉保健事務所に電話で「調査票と一緒に、B医療法人の医療法人解散認可申請書の写しが入っていた」との連絡があり、誤送付が判明した。

2 原因

封筒に調査票を封入する際、封入物の確認が不十分であったため。

3 流出した個人情報

B医療法人の理事3名の印鑑登録証明書の写し(氏名、住所、生年月日、登録印影)

〔<その他誤送付した情報>

解散認可申請書、解散理由書、臨時総会議事録、貸借対照表、財産目録、残余財産処分事項(案)〕

4 対応状況

(1) A病院に対して

- ・11月17日(金)、午後2時40分頃

東部福祉保健事務所の職員が謝罪するとともに、誤送付したB医療法人の「医療法人解散認可申請書の写し」を回収した。

(2) B医療法人に対して

- ・11月17日(金)、午後3時45分頃

理事長に対して東部福祉保健事務所の職員が電話で説明及び謝罪を行った。

また、11月18日(土)に改めて理事長を訪問して謝罪を行った。

5 再発防止策

以下について改めて全職員に徹底する。

- ・今回は、本来郵送する資料は個人情報を含むものではなかったが、近くに置いて並行して行っていた他の業務に関する個人情報が紛れてしまったもの。個人情報を扱う業務を行っている場合には、別ファイルに入れるなど紛れないよう管理し、慎重に扱うことを改めて徹底する。
- ・執務室の環境の美化(机の上の整理整頓等)を行い、個人情報に対する意識と管理を徹底する。
- ・個人情報を封入する時には、他の職員のチェックを受けることを改めて徹底する。